

ふくしまの警察

ー 県民とともに ー 令和5年(2023年)版



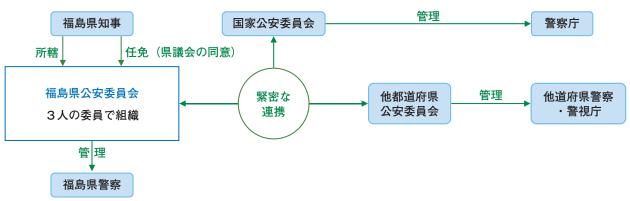
I 福島県警察の体制

■ 福島県公安委員会

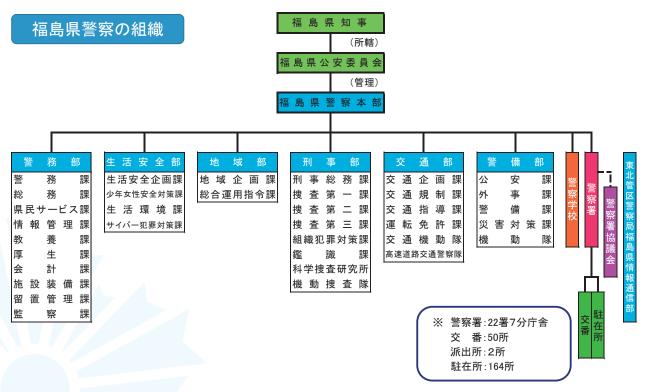
公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため警察法に基づき設置された機関であり、県民の良識を代表する人が警察を管理するとともに、警察の業務に県民の意見を 反映させるという重要な役割をもっています。

公安委員会は、知事の所轄のもとに置かれている行政機関の一つです。福島県公安委員会は、 3人の非常勤の委員で組織され、委員は、知事が県議会の同意を得て任命します。

公安委員会制度



2 福島県警察の組織



3 福島県警察の職員・装備等

(1) 福島県警察の職員



【警察官:3,433人】



【警察行政職員:495人】

(令和5年4月1日現在の条例定数)

(2) 福島県警察の装備

ア警察用車両

警察用車両として、パトカー、捜査用車、交通事故処理車、白バイ、機動隊の特殊車両等を配備しています。

警察の機動力の要として、事件事故の捜査、犯罪の予防、交通取締り、災害発生時における人命救助など、警察活動全般にわたり活用されています。



【パトカー:374台】



【白バイ:66台】

イ 警察用船舶

小名浜港および猪苗代湖に警察用船舶を配備し、入港船に対する訪船活動や水上における警ら、事故防止広報などを行っています。



警備艇「おなはま」

ウ 警察用航空機

空からの警察活動を行うためヘリコプターを配備し、 災害警備活動をはじめ、遭難者の捜索・救助、事件捜査 や交通取締りなど、幅広い活動を行っています。



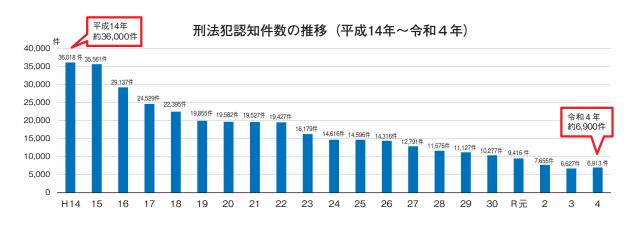
警察へリコプター「ばんだい」

Ⅱ 福島県の治安情勢

■ 刑法犯認知状況の推移と特徴

県内における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに令和3年まで19年連続で減少していましたが、令和4年は、6.913件(前年比+286件)と20年ぶりに増加に転じました。

令和4年の6,913件のうち、主な多発犯罪は、万引きが1,012件、自転車盗が796件、器物損壊が657件、車上ねらいが370件でした。

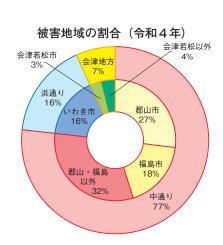


2 なりすまし詐欺被害の推移と特徴

令和4年中におけるなりすまし詐欺の認知件数は104件(前年比-14件)、被害額は2億4,071万円(前年比-2,625万円)といずれも前年より減少したものの、依然として高水準で推移しています。

被害の特徴として、年齢別では被害者の89%が高齢者、地域別では77%が中通りでの被害であり、特に福島市と郡山市の2市での認知件数が全体の45%を占めました。





3 人身安全関連事案の発生状況と特徴

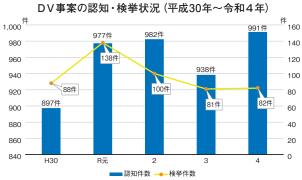
令和4年中におけるストーカー事案の認知件数は267件(前年比+10件)、DV事案の認知件数は991件(前年比+53件)でした。

また、児童虐待事案の児童相談所通告件数は、1,485件(前年比+119件)と増加傾向が続いております。 ストーカー事案の認知・検挙状況(平成30年~令和4年)

検挙については、ストーカー事案で25件、DV事案で82件を検挙し、児童に対する暴行、傷害等で27件を検挙しました。

県警察では、被害者等の安全確保を最優先とした保護対策や被害拡大防止に努めているほか、法令違反については、積極的な事件化を図っております。



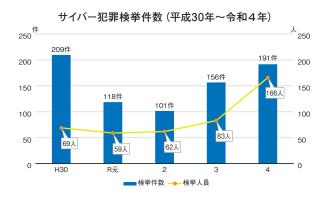


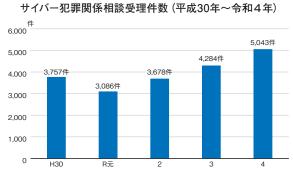


4 サイバー犯罪の検挙状況と相談受理状況

サイバー犯罪は、詐欺や不正アクセス禁止法違反等、191件166人(前年比+35件、+83人) を検挙しました。

サイバー犯罪に関する相談受理件数は5,043件(前年比+759件)で、ショッピングサイトで商品を購入し代金を振り込んだが商品が届かない、ウイルス感染の警告表示に従い電話を掛けたら金銭をだまし取られたなど、詐欺・悪質商法関係の相談が、1,691件と最も多く、全体の約3割を占めたほか、フィッシングメールの増加や、同メールをきっかけとした、不正アクセス被害、クレジットカード不正利用被害に関する相談が増加している状況となっております。





Ⅲ 県民の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進

■ なりすまし詐欺被害防止対策の推進

なりすまし詐欺の被害実態を分析し、POLICE メールふくしまや県警ツイッター、各種メディアを通じた注意の呼び掛けや、だましの電話を受けた際に親族等に相談することを幅広い世代に働き掛けました。また、犯人からの電話を直接受けないための留守番電話の設定等の有効性を広めたほか、金融機関、コンビニエンスストアにおける水際対策を行い、金融機関と連携して ATM コーナーでの携帯電話による通話を自粛する「STOP!ATM での携帯通話」運動を継続して実施しました。



2 こども・女性・高齢者等の安全を確保するための取組の推進

こどもや女性、高齢者が被害に遭いやすい、ストーカー事案、DV事案、行方不明事案、児童虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる人身安全関連事案が後を絶ちません。県警察では、警察本部及び警察署において対処体制を確立し、被害者などの安全確保を最優先に、迅速・的確な対応を推進しました。



3 少年の非行防止・保護総合対策の推進

令和4年中における非行少年の検挙・補導人員は273人(昨年比+46人)、飲酒や喫煙、深夜はいかい等で補導された不良行為少年は1,228人(昨年比-333人)でした。

県警察では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動や 少年非行の要因・背景を踏まえた地域住民等への広報啓発活動など、 少年の規範意識の向上と地域社会との絆の強化を図る取組を通じて、 「非行少年を生まない社会づくり」を推進しました。また、SNS等 の利用に起因した犯罪被害が後を絶たないことから、学校等と連携 した情報モラル教育を実施し、被害防止対策を推進しました。



4 県民生活を脅かす生活環境事犯対策の推進

県民生活を脅かす事犯の取締りを推進し、不法投棄等の環境事犯、違法風俗店等の風俗関係事犯、偽ブランド品により商標権を侵害した生活経済事犯等292件248人(前年比-32件、-39人)を検挙しました。また、ヤミ金等の犯罪に利用された預貯金口座や携帯電話等の犯行ツール対策を徹底し、犯罪被害の拡大防止を推進しました。



IV 街頭活動の推進による地域の安全と安心の確保

■ 事件事故の抑止と検挙のための街頭活動の推進

(1) 街頭活動の推進

犯罪の検挙と事件・事故を未然に防ぐため、人の往来が多い時間 帯における立番やパトロールを強化するなど、制服姿の地域警察官 による街頭活動を推進しました。

また、受持区担当警察官の巡回連絡による管内の実態把握のほか、災害や交通危険箇所を把握し、住民が犯罪や事故に遭わないよう効果的な広報活動に努めました。



交番における立番

(2)避難指示解除区域等における安全・安心の確保

避難指示解除区域等における住民の安心感を醸成するため、関係機関等と連携したパトロールの実施や巡回連絡、職務質問等を強化して、犯罪の検挙と事件・事故の未然防止に努めました。



被災地警戒

2 迅速・的確な初動警察活動の推進

事件・事故が発生した場合は、通信指令室を中心に県警察本部と警察署が連携して迅速・的確な初動警察活動を行い、犯人の早期検挙、被害の拡大防止に努めました。

また、山岳遭難・水難事故発生時は、関係機関・団体等と連携し、迅速・的確な捜索救助活動を行いました。

(1) 110 番受理件数

	H25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
総受理件数	116,742件	115,258件	115,490件	113,492件	117,207件	112,801件	107,314件	93,823件	93,743件	110.314件
有効受理件数	94,546件	94,935件	92,429件	89,852件	87,809件	84,353件	83,337件	71,759件	72,789件	78.482件
非有効件数	22,196件	20,323件	23,061件	23,640件	29,398件	28,448件	23,977件	22,064件	20,954件	31.832件

※非有効件数~いたずら、無応答、誤接続等

(2) 山岳遭難・水難事故発生状況

山岳遭難事故発生状況 (平成30年~令和4年) 件 100 100 80 80 60 60 50 54件 40 40 30 30 20 20 10 R元 2 ■遭難者数 死者・行方不明者数



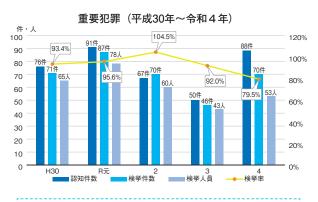
(3) 事案対処能力の向上

県民に危害が及ぶおそれのある事案に適切に対処するため、実戦的訓練や関係機関と連携の 上、事案対処能力の向上に努めました。

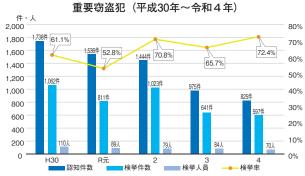
V 県民が不安を感じる犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

■ 重要犯罪、重要窃盗犯等の徹底検挙

重要犯罪(※1)については、迅速な初動捜査や綿密な鑑識活動などにより、令和4年中の認知件数88件(前年比+38件)に対して、70件(前年比+24件)を検挙しました。また、重要窃盗犯(※2)については、徹底した鑑識活動や綿密な分析などにより、令和4年中の認知件数825件(前年比-150件)に対して、597件(前年比-44件)を検挙しました。



※1 重要犯罪〜殺人、強盗、放火、強制性 交等略取誘拐・人身売買、強制わいせつ



※2 重要窃盗犯〜侵入盗、自動車盗、 ひったくり、すり

2 知能犯罪の徹底検挙

自治体職員による贈収賄事件や児童扶養手当の多額不正受給事件などの公務員が犯人となる重要知能犯事件を検挙しました。また、復興の妨げとなる 詐欺事件などの経済的不正事案に対する捜査を徹底し、新型コロナウイルス 感染症に関連した持続化給付金詐欺事件などの公金に対する不正事案や企業 倒産に伴い発覚した巨額詐欺事件などを検挙しました。



3 組織犯罪対策の推進

(1)暴力団取締りの強化

暴力団の実態解明とあらゆる捜査手法を駆使した取締りにより、令和4年中は、暴力団員等62人(前年比-3人)を検挙したほか、暴力団員による不当要求等に対しては、暴力団対策法に基づく再発防止命令等の行政命令を発出するなど、暴力団の資金獲得活動に対する取締りを強化しました。

(2) 暴力団排除活動の推進

関係機関や団体と連携し、復興関連事業からの暴力 団排除や繁華街での不当要求等を防止するため各種会 議や暴力団排除パトロールなどを実施し社会全体で暴 力団を排除する気運を高めました。



(3) なりすまし詐欺事件の徹底検挙

なりすまし詐欺については、令和4年中の認知件数104件に対して、30件10人(前年比-5件、-10人)を検挙するなど、不審者に対する職務質問や、だまされた振り作戦(※)などの取締りを強化しました。



息子さんの同僚で す。お金を受け取 りに来ました。

※ だまされた振り作戦とは、なりすまし詐欺の犯人からかかってきた電話にだまされた振りをして、犯人が 使用している携帯電話番号や預金口座番号等を聞き出して、その口座番号等を使用停止にするほか、犯人を おびき出して逮捕することです。

(4)薬物銃器対策の推進

覚醒剤や大麻などの末端乱用者の徹底検挙と突き上げ捜査により、令和4年中は、薬物事犯80人を検挙しました。また、遺品拳銃(※)に関する情報提供を呼びかけ、令和4年中は、遺品拳銃2丁が発見されました。



発見された遺品拳銃

※ 遺品拳銃とは、旧日本軍の軍用拳銃等の総称で、当時は適正に所持していたものの、終戦後に回収されず、 所有者も亡くなるなどして未回収のまま残されている拳銃をいいます。

遺品拳銃は、故人の大事な形見であっても所持することはできないため、発見した場合は、速やかに最寄りの警察署にご連絡ください。

(5) 国際犯罪組織対策の推進

来日外国人による犯罪の実態把握等により、令和4年中は、傷害、窃盗及び器物損壊等で90件23人(前年比+29件、-22人)を検挙しました。また、外国人の取調べや外国人旅行者等に備えるため、民間通訳人の協力も得て、通訳体制を強化しました(26言語に対応)。

4 鑑識活動の徹底と科学技術の活用

重要犯罪や窃盗事件など様々な事件現場に臨場し、迅速・的確な現場保存と徹底した鑑識活動により各種資料を採取するとともに、高性能な機器を活用した DNA 型鑑定や薬物鑑定などにより、犯人の割り出しや犯行の裏付けなどを行いました。

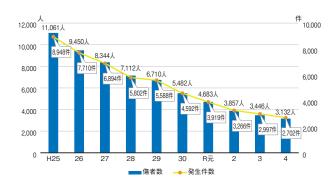


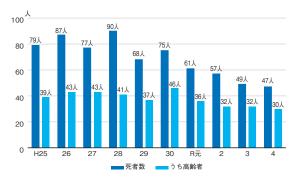


VI 総合的な交通事故防止対策の推進

■ 交通事故の発生状況

令和4年中における交通事故は、発生件数2,702件(前年比-295件)、死者数47人(前年比-2人)、傷者数3,132人(前年比-314人)でした。交通事故死者数は現行の統計を開始した昭和23年以降最少となりました。





2 交通事故防止対策の推進

(1) 交通安全教育の推進

各年齢に応じて交通安全に関する知識が習得できるよう、視聴覚教材や各種シミュレータを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を令和4年中に720回実施し、延べ31,795人が参加しました。

(2) 自転車安全利用の促進

自転車通学生が多い尚志高等学校を自転車用へルメット着用 推進モデル校に指定するとともに、福島県トラック協会から寄 贈していただいた自転車用へルメットを同校生徒42名に寄贈、 通学時や私用で自転車利用時に着用してもらうことで地域住民 に対してヘルメット着用促進や広報啓発を図りました。

(3) 横断歩行者保護対策の推進

運転者に対して「横断歩道における歩行者優先義務」「ライトのこまめな切り替えによる歩行者の早期発見」について情報発信等で周知したほか、過去に交通事故が発生した場所や交通量が多く対策が必要な横断歩道を「モデル横断歩道」として県内で92箇所指定し、取締りや官民一体となった保護誘導活動を行い、横断歩行者保護意識の醸成を図りました。

(4) 関係機関・団体と連携した交通安全意識の醸成

各季の交通安全運動のほか、夜光反射材等の着用促進や、 シートベルト着用の徹底など、交通安全教育や広報啓発活動に ついて、関係機関・団体や企業等と連携して推進しました。



自転車 VR シミュレーション を活用した交通安全教育



ヘルメット贈呈式



歩行者保護活動



JRA 福島競馬場と連携した広報活動

3道路交通環境の整備

(1) 交通実態に即した交通安全施設等の整備

道路整備・地域開発等交通実態の変化、交通事故の発生状況及び地域住民の要望等を踏まえ、必要性、緊急性の高い地点を選定し、重点的、効果的かつ効率的に信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設を整備しました。

(2) 生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイス設置による生活道路安全施策「ゾーン30プラス」の整備に向けて道路管理者等との連携を密にして取組みを推進したほか、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を実現するため、普通自転車専用通行帯の新設等を推進しました。

(3) 災害に備えた交通対策の推進

災害応急対策車両の通行円滑化対策等を強化するため、各種施策 及び総合訓練等を実施したほか、滅灯信号機対策として、東北初と なる常設型発動発電機ボックスを設置しました。



常設型発動発電機ボックス

4 交通事故抑止に資する交通指導取締りと適正かつ緻密な交通事故事件捜査

地域住民からの要望などを踏まえ、飲酒運転、速度超過、交差点関連違反等、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを実施しました。

また、死亡事故、ひき逃げなどの重大交通事故が発生した際は、科学的な交通事故解析の研修 を積んだ交通事故鑑識官が現場臨場鑑識活動を行い、客観的な証拠に基づく事故原因の究明のため、組織的かつ科学的な交通事故事件捜査を推進しました。



飲酒運転取締り検問



交通鑑識活動

⑤ 高齢運転者に対するサポートの充実

加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響等を理解してもらうため、 自動車を運転する際の危険予測を体験するシミュレータを活用した参加・体 験型の交通安全教育を実施しました。

また、安全運転相談の窓口や安全運転相談ダイヤル「#8080」を通じて、 加齢等による身体機能の低下等の理由により安全な運転に不安を感じる方や その家族の方などに対して、安全な運転の継続に必要な指導や助言を行った り運転免許証の自主返納について説明するなどの支援を行い、交通事故防止 を図りました。



VII 復興治安対策及び大規模災害等に備えた危機管理対策の推進

■ 復興治安対策の推進

県警察では、被災地域の情勢の変化を的確に把握しながら、警戒警らや捜索活動、被災地域の居住者や避難者の安全・安心の確保など、治安面から被災地域の復興・創生を支える活動を行っています。



行方不明者捜索活動 (R4.5 浪江町)



避難指示解除に向けた警戒警ら (R4.9 浪江町)

2 大規模災害対策の推進

大規模災害に備え、災害警備部隊の対処能力の向上や関係機関との連携強化を図るため、実践 的な各種訓練を実施しています。





広域緊急援助隊訓練 (R4.11 福島ロボットテストフィールド)

3 テロ対策の推進

近年の厳しい国際テロ情勢や G7サミット等の開催を踏まえ、テロの未然防止のための各種対策を推進しています。

重要施設をはじめ、イベント開催に伴う警戒警備の ほか、官民一体となったテロ対策を推進するととも に、関係機関と合同による訓練を実施しています。



爆発物容疑事案対応訓練 (R4.12 桜水駅)

Ⅲ サイバー空間の脅威への的確な対処

■ サイバー犯罪等の取締りと被害防止対策の推進

サイバー犯罪は「なりすまし」による犯行が可能であることから、証拠物件の綿密な解析や供述の吟味等の裏付け捜査を徹底し、詐欺や不正アクセス禁止法違反等合計191件166人のサイバー犯罪を検挙し、その手口や目的など犯行実態解明に努めました。

被害防止対策としては、福島県ネットワークセキュリティ連絡協議会員に対する情報発信やサイバーセキュリティの専門家によるオンラインセミナーを開催するなど、産学官連携による広報啓発活動、情報共有を図りました。また、サイバー空間の浄化活動を推進



サイバー防犯ボランティア研修会 (R4.6)

するため、学生計81名(福島大学、会津大学、日本大学工学部、医療創生大学、桜の聖母短期大学、国際情報工科自動車大学校、福島工業高等専門学校、二本松工業高校)をサイバー防犯ボラ

ンティア(※)に委嘱し、研修会を開催するなどボランティア活動を支援したほか、POLICEメールふくしま等を活用して、サイバーセキュリティに関する広報活動を実施しました。

※サイバー防犯ボランティア:ネット上をパトロールし、違法性のあるサイトなどの通報を行うほか、サイバー犯罪被害防止のための普及活動などを行います。

2 サイバー空間における脅威に対処できる人材育成の推進

サイバーセキュリティの専門家による教養や、「高度サイバー捜査官養成研修制度」による部門を越えた実践的な研修を実施したほか、東北管区警察局福島県情報通信部と連携して解析用機器の取扱要領等の教養を実施するなど捜査員のサイバー犯罪への対処能力向上を図りました。

さらに、専門的な知識・技能を有する捜査員を育成する ため、警察大学校や情報セキュリティ専門の企業における 高度な研修に捜査員延べ31名を派遣しました。



サイバー犯罪等対処技能競技大会 (R4.12)

また、サイバー犯罪事件捜査に関する実戦的な技術を競うサイバー犯罪等対処技能競技大会を 開催(61チーム122名参加)し、捜査員のサーバー犯罪への対処能力向上を図りました。

3 サイバー攻撃対策の推進

重要インフラ事業者等へのサイバー攻撃は県民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらす おそれがあります。

サイバー攻撃による被害の未然防止と拡大防止のため、重要インフラ事業者等との情報共有や事案発生を想定した共同対処訓練を実施しています。また、有識者を招いたセミナーを開催するなど、官民が連携して対処能力向上に努めています。

警察学校/警察官等募集 IX

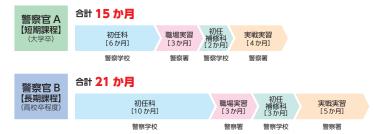
警察学校の生活

警察学校では、警察官として勤務するために必要な気力・体 力・知識・技能を身につけます。法律的な知識、捜査や交通等 の実務に関する技能、柔道・剣道・拳銃・逮捕術といった術科 訓練から養われる力を習得するだけでなく、全寮制の集団生活 を通じ、同期生との絆や連帯意識を感じることができます。



教場の様子

採用時教養システム



初任科

警察官として必要な基礎的知識・技能を学びます。

初任科を卒業後、福島県内の各警察署に配属され、 指導員の下で実務を学びます。

初任補修科

再び警察学校に入校し、専門的知識・技能を総合的 に学びます。

実戦実習

最後に、警察署で実務の復習を行います。実戦実習 を終えれば、もう一人前の警察官です。

採用後の給与など

	警察官	警察事務		
大学卒(大学新卒者)	223,900円	196,100円		
高校卒等(高校新卒者)	184,700円	162,400円		

(昇級)毎年1月に前年度の勤務成績に基づいて行われます。 (諸手当) 期末・勤勉手当 (ボーナス)、扶養手当、住居手当、単身 赴任手当等が支給されます。

[給与支給額モデルケース] 警察官(大学新卒者) 警察事務(大学新卒者) ±1416.000⊞ 約265,000円約303,000円約346,000円 約360,000円 約301,000円 5年後 巡査長 10年後 巡査部長 5 年後 主任 ※基本給のほか諸手当を含みます

3 採用について

(1) 近年の福島県警察官採用候補者試験の実施結果

年度	警察官A(一般)通常募集									
		男	性		女性					
十尺	受験者	第一次 合格者		競争 倍率	受験者	第一次 合格者	最終 合格者	競争 倍率		
R2	115人	111人	37人	3.1倍	29人	28人	10人	2.9倍		
R3	250人	214人	69人	3.6倍	79人	45人	17人	4.6倍		
R4	256人	216人	64人	4.0倍	99人	54人	18人	5.5倍		

※警察官A(第1回)の試験結果

	警察官B(一般)通常募集									
年度		男	1		女性					
	受験者	第一次 合格者	最終 合格者	競争 倍率	受験者	第一次 合格者	最終 合格者	競争 倍率		
R2	189人	163人	71人	2.7倍	49人	40人	19人	2.6倍		
R3	218人	184人	51人	4.3倍	49人	40人	18人	2.7倍		
R4	137人	123人	56人	2.4倍	49人	41人	25人	2.0倍		

(2) 合格から採用まで



採用についての お問い合わせは

警務部警務課採用係 福島県警察本部 TEL 024-522-2151(代表)



採用フリーダイヤル (平日の午前9時~午後5時)

TEL 0120-276-314

副警察本部庁舎見学

警察本部庁舎では、随時、庁舎見学を受け付けています。 庁舎見学を希望する団体の方は、下記までお問い合わせくだ さい。

※ 感染症の情勢等やむを得ない理由により中止する場合があります。

【問い合わせ先】

警察本部警務部総務課広報室 024-522-2151 (代表)



庁舎見学

2 音楽隊の派遣演奏

交通安全運動や地域の行事などで県警音楽隊の派遣演奏を 行っています。

各警察署のほか、下記までお問い合わせください。

※ 感染症の情勢や天候等やむを得ない理由により中止する 場合があります。

【問い合わせ先】

警察本部警務部総務課広報室 024-522-2151 (代表)



派遣演奏会

3 警察安全相談窓口

犯罪等による被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏に係る相談について、相談窓口を設けています。

【相談窓口】

警察本部警務部県民サービス課及び各警察署

【相談電話】

- · 警察安全相談 #9110 (携帯電話及びプッシュ回線のみ) 又は024-525-8055
- ・いじめ110番(いじめ相談) 0120-795-110
- ・ヤングテレホン(少年相談全般) 024-525-8060
 - ※ 警察安全相談・いじめ110番・ヤングテレホンは、

月~金曜日 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)

4 各種情報発信

県民の安全と安心のため、犯罪発生情報、防犯情報、交通安全情報、防災情報などの情報を発信しています。





ユーチューブ 福島県警察公式チャンネル



メール配信サービス 「POLICE メールふくしま」



福島県警察ツイッター @FP seian



福島県警察



[発 行]

福島県警察本部

〒960-8686 福島市杉妻町5番75号

TEL 024-522-2151(代表)





福島県警察ホームページ https://www.police.pref.fukushima.jp/